

所長指示第28号

令和6年4月10日

福岡拘置所長

宗教活動等の実施について

標記について下記のとおり定め、即日施行します。

なお、令和3年1月22日付け当職指示第5号「宗教上の行為等の実施について」は、廃止します。

記

1 宗教上の儀式行事

(1) 対象者

自営作業就業受刑者のうち、参加を希望した者とする。ただし、反則行為の調査中の者、閉居罰執行中の者、休養中の者及び釈放前指導中の者を除く。

(2) 実施要領

企画部門（指導）（以下「指導職員」という。）が、その都度起案する。

2 個人教誨

(1) 教誨師が行う教誨

ア 対象者

被収容者のうち、個人教誨を希望する旨の願箋を提出して許可された者とする。願箋には、教誨を希望する理由、宗教の種類及び宗派を記載させること。対象者に希望する宗派がない場合は、指導職員が対応する宗派について調整すること。

イ 実施時間及び場所

実施時間は原則として1時間以内とし、実施場所は教誨室とする。

ウ 参加の可否判断

提出された願箋に首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）及び首席矯正処遇官（企画担当（以下「企画首席」という。））が可否について意見を付し、処遇部長の決裁を受けること。

(2) 教誨室において教誨師不在で行う宗教上の行為

ア 対象者

被収容者のうち、自身の親族等（配偶者（内縁を含む。）又は2親等以内の血族、1親等以内の姻族）又は被害者（事件の被害者が死亡している場合）の冥福を祈るため、教誨室において教誨師不在で行う宗教上の行為を希望する旨の願箋を提出して許可された者とする。

イ 実施時間及び場所

実施時間は原則として15分以内とし、実施場所は教誨室とする。

ウ 実施の可否判断

提出された願箋に処遇首席及び企画首席が可否の意見を付し、処遇部長の決裁を受けること。

エ 連行及び立会い

原則として処遇部門職員が連行し、処遇部門職員及び指導職員による合計2名以上で立会すること。

3 集合教誨

(1) 対象者

自営作業就業者のうち、集合教誨の参加を希望する旨の願箋を提出し、処遇審査会に付議して許可された者とする。願箋には、希望する宗教の種類及び宗派を記載させること。対象者に希望する宗派がない場合は、指導職員が対応する宗派について調整すること。ただし、反則行為調査中の者、閉居罰執行中の者、休養中の者及び釈放前指導中の者は除く。

(2) 実施時間及び場所

実施時間は原則として1時間以内とし、実施場所は教誨室又は企画首席が指定した場所とする。

4 死刑確定者への継続的な宗教教誨

(1) 対象者

死刑確定者のうち、継続的な宗教教誨を希望する旨の願箋を提出させ、処遇審査会に付議して許可された者とする。願箋には、教誨を希望する理由、宗教の種類及び宗派を記載させること。

(2) 実施時間及び場所

実施時間は原則として1時間以内とし、実施場所は教誨室とする。

5 職員の立会い

教誨師から要請があった場合その他処遇上、保安上等で特に必要と認められ

る場合を除き、個別の宗教上の教誨について、職員による立会を行わないこと。

なお、職員が立会した場合は、その旨を「宗教活動等実施簿（以下「実施簿」という。）」（別紙）に記載すること。

6 遵守事項の告知

宗教活動等を行う教誨師等に対しては、指導職員等により以下の項目について各年度当初の宗教活動等時及び必要が認められたときに告知し、告知した日の実施簿にその旨記録すること。

- (1) 宗教活動等の実施上知ることのできた被収容者の心情、職員の個人情報、施設の保安警備等に関する秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 被収容者の裁判に関する事項には触れないこと。
- (3) 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある内容の発言はしないこと。
- (4) その他施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上遵守すべき事項

7 宗教活動等の一時停止又は中止

- (1) 宗教活動等を行う際、対象者等によるその円滑な実施を妨げる行為があった場合又はそのおそれがある場合には、立会職員はその実施を一時停止の上、統括矯正処遇官（指導担当）（以下「指導統括」という。）に電話又は口頭で報告すること。
- (2) 宗教活動等を一時停止した場合は、その後の再開又は中止について企画首席が判断し、指導統括がその旨を本人に告知すること。

8 許可の取消し

対象者が宗教活動等の辞退を希望する願箋等を提出した場合や、記7により参加を一時停止又は中止された場合には、処遇審査会に付議して許可を取り消すことについて審査すること。

9 宗教活動等に際する協力等

- (1) 宗教活動等のみならず、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に向けた取組を実施する民間協力者としての教誨師の特性や役割を踏まえ、効果的に連携を図ること。
- (2) 宗教活動等を実施する教誨師等に対して、指導職員は、宗教活動等に参加する対象者の人数及び氏名その他必要な情報の提供を行うこと。情報の提供は口頭又は書面により行い、個人情報に記載された書面を施設外に持ち出させないように留意すること。

10 記録

教誨師の行う宗教活動等のため、実施簿を備え付け、その内容等を記録するものとし、指導職員がその管理等を行うこと。

11 用具の貸与

宗教活動等の実施に際し、用具の貸与を希望する者については、企画首席の判断で数珠及び経典を貸与することができる。なお、一人で行う宗教上の行為の際には、数珠及び経典以外の器具の貸与、焼香及びろうそくの点火等は認めない。ただし、教誨師からその貸与等の必要性が呈され、貸与等について特段の必要性が認められるときはこの限りではない。

なお、この場合の判断についても企画首席により行うこと。

12 留意事項

- (1) 個人教誨、集合教誨及び死刑確定者への継続的な宗教教誨は、原則として、被収容者一人について一宗派とすること。
- (2) 本指示により判断が困難な事情等が生じた際は、指導統括に報告の上対応すること。

13 小倉拘置支所の取扱い

小倉拘置支所においては、本指示を参考に別途定めるものとする。

別紙

宗教活動等実施簿

1 教誨師名	宗派
2 被収容者の氏名又は人員	
3 実施日時	年 月 時 分から 時 分まで
4 実施場所	
5 活動の種類 (該当箇所に☑)	<input type="checkbox"/> 儀式行事 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 教誨 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団) <input type="checkbox"/> 協力活動 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団)
6 実施内容 (教誨については、記載せず斜線を引くこと。)	
7 参考事項	

(留意事項)

活動の種類は、以下の定義に基づき選択すること。

- 1 儀式行事
彼岸法要，大祓，復活祭，葬儀等の特定の日に宗教家が主宰して行う活動等
- 2 教誨
個人的依頼（複数の者によるものを含む。）によりなされる読経，説話，教化，告
宗教教義に基づく精神的救済活動
- 3 協力活動
施設の長の求めに基づく矯正処遇，矯正教育等の指導・教育的活動